アポロ美容理容専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法及び美容師法・理容師法に基づき、専門知識及び技術を教授すること により、美容師及び理容師の養成教育を行い、もって広く社会人としての教養と応用力を身に つけ、社会の発展と公衆衛生の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、アポロ美容理容専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を東京都八王子市万町23番地2に置く。

(自己点検・評価)

- 第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校に おける教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
 - 2 自己評価の内容について、本校の保護者並びに企業・団体の役員または職員(以下「業界 関係者等」という)により構成される学校関係者による評価を行い、その結果を広く公開するもの とする。
 - 3 前項の自己点検及び自己評価並びに学校関係者による評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の 別	修業 年限	入学定員	総定員	学級数	備考
衛生専門課程 (衛生関係)	美容科	Ħ	2年	37名	74名	2	
	理容科	昼	2年	8名	16名	2	
	45名	90名	4				

(学年及び学期の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、つぎのとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業8月1日から8月31日まで
- (4) 冬季休業12月25日から1月5日まで
- (5) 春季休業3月19日から4月4日まで
- (6) 開校記念日4月1日
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、変更することがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 授業時数及び教職員組織

(授業時数)

- 第8条 本校の教育課程は別表1のとおりとし、別表 I に定める授業時数の 1 単位時間は 45 分とする。
 - 2 すべての学科の教育課程について、専門分野の業界関係者などからなる教育課程編成委員会を組織し、実践的な教育課程の編成に努める。同委員会について必要な事項は別に定める。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義、演習 及び実験・実習並びに実技について30時間をもって1単位とする。

(成績評価)

- 第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が所定時数に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。
 - 2 前項の所定時数とは、講義・演習科目においては授業時数の3分の2、実習科目においては5分の4以上とする。
 - 3 学習成績の評価は以下のとおりとする。

目標達成の程度	評定		点数による評価	単位認定
きわめて高い程度に達成	A 秀		100~90 点	認定
特に高い程度に達成	В	優	89~80 点	JJ
高い程度に達成	С	良	79~70 点	"
おおむね達成	D	可	69~60 点	"
達成不十分	Е	不可	59 点以下	非認定

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第 11 条 生徒が他の専修学校、大学等において行った授業科目の履修等について、各課程における 選択科目の総単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、本校における授業科目の履修とみなす。

(入学前の授業科目の履修等)

第 12 条 生徒が本校入学前に他の専修学校、大学等において行った授業科目の履修等は、別に 定める規程に基づき、出願時に申請があれば、本校各学科における授業科目の履修と みなすことができる。

各学科における授業科目の履修とみなす範囲及び単位については、前条の規定を準用する。

(始業及び終業の時刻)

第13条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時刻	終業時刻	
衛生専門課程	理容科	昼	9:30	15:35	
	美容科	<u>e.</u>	3.30		

(教職員組織)

第14条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 教員 8人以上(専任6人以上、兼任2人以上)
- (3) 事務職員 2人以上
- (4) 学校医 1人
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第15条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部 科学大臣の指定したもの
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行った 大学入学資格検定に合格した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業認定試験に合格した者
- (7) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本校において 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者
- (9) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

(入学時期)

第16条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学手続、許可)

- 第17条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、 第27条に定める選考料を添えて指定期日までに出願しなければならない。
 - 2 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
 - 3 入学試験の内容について、推薦入学及び一般入学は書類選考・面接及び作文とする。
 - 4 選考基準は別に定める。
 - 5 本校に入学許可された者は、入学許可の日から10日以内に第27条に定める入学金を添え て手続をとらなければならない。

(転入学)

- 第18条 本校の入学資格を有する者で転入学を希望する者がある場合、その者が現に在籍する 学校等の教育内容及び履修状況が本学と同等であると認め、かつ欠員のある場合に限り、 選考の上、これを許可することがある。
 - 2 理容科及び美容科への転入学は、同一種の養成施設の生徒の場合に限り、審査を行い、 その結果によりこれを認める。
 - 3 転入学について、学生・生徒の取り扱いに関する必要な事項は別に定める。

(休学、復学)

- 第19条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、10日以上休学する場合は、その事由を記載 した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。
 - 2 休学の期間は1年以内とする。ただし、前項の許可を得た者が延長願を提出し、やむを 得ないと認めたときは、その期間を延長することができる。この場合、休学の期間は通算して 2年を超えることができない。
 - 3 第1項及び第2項に定める復学の時期は、翌年度の4月1日からとする。
 - 4 休学の期間は在籍の期間に参入しない。

(退学)

第20条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(卒業・修了の認定)

- 第21条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づき、課程修了の認定を行う。
 - 2 校長は、本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

- 第22条 前条に規定するところにより、次の各号に掲げる課程の学科を修了した者に対し、当該各号に定める称号を授与するものとする。
 - (1) 衛生専門課程理容科 専門士(衛生専門課程)
 - (2) 衛生専門課程美容科 専門士(衛生専門課程)

第5章科目等履修生

(科目等履修生)

- 第23条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。
 - 2 その他科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第6章賞罰

(褒章)

第24条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒章することがある。

(懲戒)

- 第25条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。
 - 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
 - 3 退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて、出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(除籍)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することがある。

- (1) 心身の支障により成業の見込みのない者
- (2) 死亡または行方不明もしくは音信不通の者
- (3) 日本国内の在留資格を喪失した者

第7章入学金、授業料等

(納付金)

第27条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

(単位:円)

			1年次	2年次	計	備考
選	考	料	15,000		15,000	
入	学	金	160,000		160,000	
授	業	料	680,000	680,000	1,360,000	
実	習	費	150,000	170,000	320,000	
	党 設 化		100,000	100,000	200,000	
	計		1,090,000	950,000	2,040,000	

2 教材費及び海外研修費は実費を徴収する。 また、委託徴収金として学費納入時に校友会費20,000円を徴収する。

(納入及び納入の特例)

- 第28条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
 - 2 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。
 - 3 特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第29条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を3箇月以上滞納し、その後において も納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(納入金の還付)

第30条 既に納入した授業料、入学金及び選考料は、原則として返還しない。ただし、校長が特に 必要があると認めたときはこの限りではない。

(健康診断)

第31条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

第8章 附带教育

(通信課程)

第32条 本校の通信課程は、次のとおりとする。

課程	学科名	昼夜 別	修業 年限	入学定員	総定員	学級数	備考
	理容科		3年	25 人	75 人	3	
)	理容科美容修得者 コース	昼	1年6月	12	24	2	
通信課程	美容科		3年	3 人	24 人	3	
	美容科理容修得者 コース	昼	1年6月	5	10	2	
	計	45 人	133 人	10			

(通信課程入学資格及び入学時期)

- 第33条 本校の通信課程の入学資格は以下のとおりとする。
 - (1) 学校教育法第 125 条第 2 項に定める者にあっては第 15 条第 1 項の定めによる
 - (2) 学校教育法第125条第3項に定める者にあっては以下のとおりとする。
 - ① 中学校、若しくはこれに準ずる学校を卒業した者。
 - ② 外国において学校教育における9年の課程を修了した者。
 - ③ 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
 - ④ 文部科学大臣の指定した者。

- ⑤ 学校教育法第 18 条で文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者。
- 2 前項いずれの場合も本校が行う養成施設入所試験に合格者した者であり、また、前項第2号に該当する者は、厚生労働省令附則第6条第1号の規定による厚生労働大臣が定める講習の課程を修了し、認定された者(養成施設入所講習という)でなければならない。
- 3 入学時期は、毎年4月1日及び10月1日とする。

(通信課程の面接授業の授業科目及び授業時数)

第34条 通信課程の面接授業の授業科目及び授業時間は、別表Ⅱのとおりとする。

(通信課程の地域)

第35条 本校の通信課程において、通信養成を行う地域は、次のとおりとする。 関東・甲信越地域(東京・神奈川・埼玉・千葉・茨城・群馬・栃木・山梨)

(通信課程の転入学)

第36条 他の理容師・美容師指定養成施設の通信課程からの転入学は、第18条を適用する。

(通信授業及び添削指導に係わる事務)

- 第37条 通信授業及び添削指導に係わる事務は、社団法人日本理容美容教育センターに委託する。
 - 2 委託事務は、通信授業及び社団法人日本理容美容教育センターの添削並びに連絡等に係わる一般事務とし、相互に連携を図り、生徒の学習に支障のないようにするものとする。

(添削指導のための組織)

- 第38条 通信授業における添削指導等を円滑にするために、教員による組織を置く。
 - 2 教員組織は通信課程添削指導委員会(以下「委員会」という)と称し、学校長が委員に指名した 3 名以上の教職員より構成される。
 - 3 委員は互選により委員会の長を選出する。

(通信課程の入学金、授業料等)

第39条 通信課程の入学金、授業料等は次のとおりとする。

(単位:円)

			理容科•美容科				理容科・美容科修得者コース			
			1年次	2年次	3年次	合計	1年次	2年次	合計	
入	学	金	50,000	_	_	50,000	50,000	_	50,000	
授	業	料	120,000	120,000	120,000	360,000	120,000	60,000	180,000	
実	習	費	24,000	24,000	24,000	72,000	30,000	15,000	45,000	
施言	2 設 仮	前 費	72,000	72,000	72,000	216,000	90,000	45,000	135,000	
	計		266,000	216,000	216,000	698,000	290,000	120,000	410,000	

2 納入及び納入の特例、滞納、納入金の還付については、第28条から30条までを適用する。

(その他通信課程へ本則の適用)

第40条 通信課程の入学手続き・許可については第17条、休学・復学については第19条、退学については第20条、卒業・修了の認定については第21条を適用して卒業証書を授与する。 賞罰については、褒賞は第24条、懲戒は第25条を適用する。

第9章雜則

(施行細則)

第41条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1. この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2. この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 3. この学則は、平成18年2月1日から施行する。
- 4. この学則は、平成18年9月19日から施行する。
- 5. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 6. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 7. この学則は、平成20年10月1日から施行する。
- 8. この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和4年4月1日より施行する。